道路の区域の変更 (道路整備課).....

山口県道路公社による道路の区域の変更 (道路整備課).......

П

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課)

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)

Ξ

. 四

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)

備考

第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

「四六-二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第

四六一二

六〇 平成二二、 平成二二、

五

平成四、五

連

四時間

変動なし

種

類

(N m³ /分)

年予工 月 着 日定手

年予工 月 完成 日定成

年予使 月 開 日定始

間使用時隔間

時り一の日使当間用た

動季 の 概要 変 法

の

造

構造及び使用時間間隔等

柳井市柳井一五八二番地の四 柳井化学工業株式会社柳井工場

土地改良事業計画変更の同意 (農村整備課).....

目

2月16日 (火曜日)

申請者の氏名又は名称及び住所

柳井化学工業株式会社 柳井市柳井一五八二番地の四

Ξ 工場又は事業場の名称及び所在地 特定施設に関する事項 名 称 所在地 氏名又は名称

平成 22 年

Щ

山口県告示第五十七号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年二月十六日から同年三月八日までの に供する。 間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民福祉部市民生活課において公衆の縦覧 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

平成二十二年二月十六日

山口県知事 = 井 関 成

平成二十二年二月十六日

四

 $\frac{-}{\circ}$ 大

・六三

— 〇 五

三四五

五

 $\overline{\circ}$

〇 五

五〇

九〇

常

通

常

最 mg / ℓ 大 ℓ

大

通

常

最

大

排出水の一日当たりの量(㎡)

最mg

態

の . ℓ 素

値

山口県知事 = 井

関

成

道路の種類 県道

線 名 萩秋芳線

中同大字同字三〇〇の二地先まで	区間			
新	旧	旧 新 別		
最最 広狭	最最 広狭	(敷して) 対地		
五一一三・七六	六二九・八	(メートル)地の幅員		
二九二・三	二九二・三	(メートル) 延 長		
		備		

考

山口県告示第六十号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

常

最

通

常 燐パ

最

大

通

常 0

最

mg ∕ ℓ

汚水等の一日当たりの量(㎡)

· -

〇 <u>远</u>

〇 四

mg /

態

の 素

値

П

おいて一般の縦覧に供する。 平成二十二年二月十六日

道路の種類 県道

> 山口県知事 = 井 関 成

路 道路の区域 線 名 萩川上線

で一下同大字の同字四一六三の	まで 同市同大字 同字四一六三の一地先 二地先から 末市大字椿東字北前小畑四一六三の			
新	旧	旧 新 別		
最終 四一·五	最最	(メートル)敷地の幅員		
- 二 - 七		(メートル)延 長		
る。記点の変		備		
変更によ		考		

(四二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、 次のとお

月二十三日までの間、 の縦覧に供します。 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年三 山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆

Щ

平成二十二年二月十六日

山口県知事 _ 井 関 成

申請のあった年月日

平成二十二年一月二十一日

むつみ会

申請に係る特定非営利活動法人の名称、

代 者 の 氏 名 称 河村

定款に記載された目的 主たる事務所の所在地

Ξ

精神障害者が自立した生活を営み、 地域で普通に暮らせるよう、家族が連携し、 精

宇部市大字上宇部三九番地の七

強化を図ること。 神保健福祉の普及啓発に努め、精神障害者のための精神保健福祉対策の充実及び組織

(四三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、 平成二十二年二月十六日から同年六月十六日までの間、 山口県商工労働

平成二十二年二月十六日

山口県知事 =

井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名

広島市南区京橋町二番二二号

所 代表者の氏名

出 泰明

福岡市博多区千代六丁目二番三三号 深澤 政和

後

Ξ 変更に係る事項の概要

株式会社ベスト電器 株式会社イズミ

名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 の 代 表 3 の 代 表 3 の 代 表 3 の 代 表 3 の 代 表 4 の 代 表 6 の 代 A の の の A の の の A の の の A の の の A の の A の の A の の A の の A の A の の A の 変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 株式会社ベスト電器 濱田 変 孝 更 前 深澤 変 政和 更

四 届出年月日

平成二十二年一 月二十九日

五 変更年月日

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

平成二十二年一月十二日

<u> </u>	平成22年2月16日	火曜日	Щ	П	県	報	(定期)		第 2132 号
平成二十二年二月十六日発行平成二十二年二月十六日印刷						山口県農林水産部農村整備課三 縦覧の場所	= -	平成二十二年二月十六日	
発発 行行 人所						同年三月パ日	光油税財源身		第八十七条第 税財源身替農 用揮発油税財
山口県知事						# T	がだことには1月1~1月1~1月1~1月1~1月1~1月1~1月1~1月1~1月1~1月1	山口県知事 二 井 関 成	します。 同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧により、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 (四四) 県営平生南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧